

チャレンジショップ事業企画運営業務  
企画提案仕様書

1 業務名

チャレンジショップ事業企画運営業務

2 目的

中心市街地等において、当所会員事業所の新商品・新サービスをPRし、誘客促進を図るとともに、消費者から感想を聞き、今後の更なる商品等のブラッシュアップや販路拡大に繋げるチャレンジショップ開催に係る会場設営・運営業務。

3 開催内容

日 程：令和6年11月16日（土）11:00～15:00

場 所：丸亀町グリーン1F けやき広場

出展事業所：約20社（物販・ワークショップ・飲食の想定）

3 業務期間

業務期間は、契約締結日から令和6年12月13日までの間とし、受託者は、契約締結後速やかに業務の作業日程、内容及び責任者等を記載した業務実施計画書を提出し、委託者に承認を受けるものとする。なお、業務の責任者については、業務の遂行に十分な知識及び経験を有する者を選任すること。

4 提案上限額

本業務の提案上限額は1,500,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

5 業務責任者

受託者は業務責任者を契約締結の日から終了するまで原則同一人物を置き、業務終了まで責任をもって秩序正しい業務を行わなければならない。

6 業務内容

(1) イベント時の会場設営・運営・撤去・アンケート調査

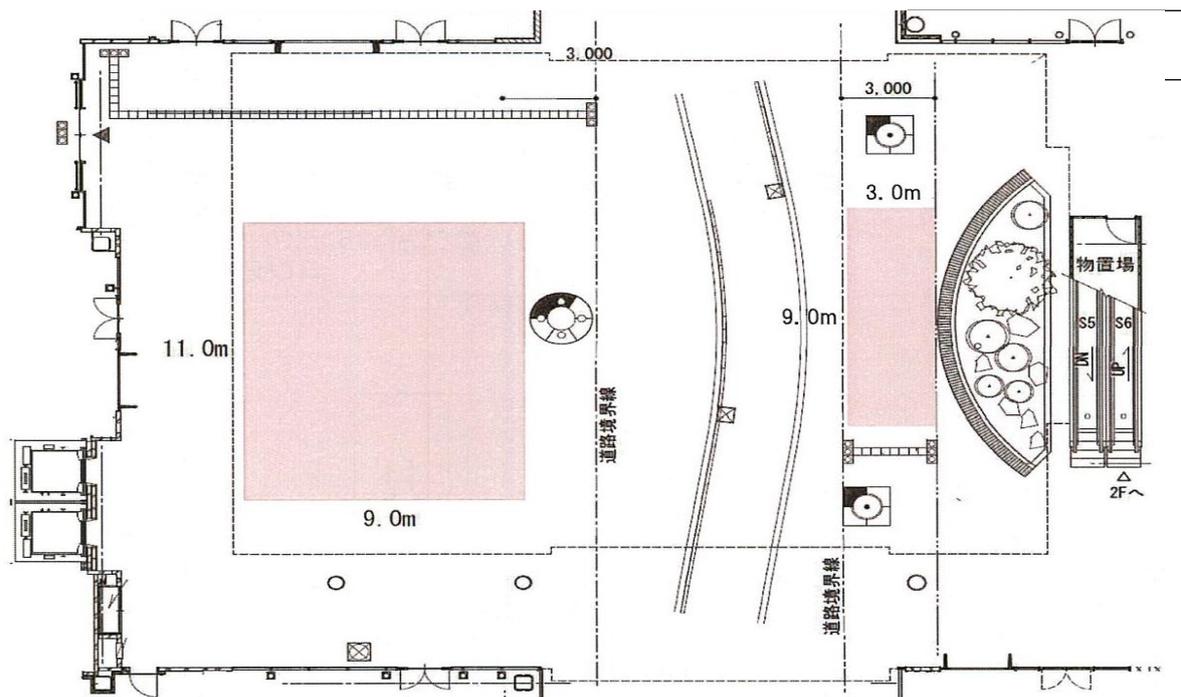
ア 会場設営

下記イベント会場図の通り、丸亀町グリーン1F けやき広場の会場設営・撤去を行う。看板・出展事業所名表示・コーナーサイン・備品等についても下記図を参考に、設置・撤去を行う。

イ 会場運営

来場者数のカウント、チラシの配布、アンケート調査の実施。イベント終了時に、各ブース商品の売上高と個数を確認する。

○イベント会場図



○出展事業所用マルシェテーブル(横 180cm×縦 90cm×高さ 80cm)



○コーナーサイン



## (2) 備品の手配

当イベントの運営に必要な備品等を手配し、当日の設営から運営、撤去を行う。使用予定の備品はその細目を事前に委託者宛に提示し、会場レイアウト図や搬出入スケジュールを記した当日運営マニュアルを作成すること。なお、備品は、委託者所有のものの使用や手配先について委託者と協議できる。

### ○手配する備品一覧

マルシェテーブル	20 台
椅子	30 脚
長机	10 台
白布	20 枚
イベント看板	1 枚
出展事業所名表示	20 枚
イベント周知用コーナーサイン	3 セット
ゴミ箱	2 セット
コードリール	5 セット
延長コード	5 セット
控室(大)	

## (3) 会場レイアウト提案・イベント看板・チラシ・出展事業所名表示・コーナーサインのデザイン

約 20 社（物販・ワークショップ・飲食の想定）の会場レイアウトを提案する。イベント看板・チラシ・出展事業所名表示・コーナーサインをデザインする。デザインは、丸亀町グリーンを通る通行人が興味・関心を示し、各出展事業所ブースへの誘客を高めるものとし、当所と協議の上、決定すること。

## (4) 運営上の手続き

### ア 会場使用申請書類の作成代行

- ① 丸亀町グリーン1Fけやき広場
  - ② その他会場の使用に必要な書類
- なお、申請は委託者名義で行う。

### イ 事務手続き

#### 法律・条例対応

- ① 道路使用許可

以下は、必要に応じて手続きを行うこと。

- ② 飲食店等の臨時的営業許可
- ③ 行事主催者の暴力団排除義務
- ④ 露店等の開設届出
- ⑤ 道路侵入許可

### ウ 管理運営上の手続き

保険加入(施設賠償保険、生産物責任保険)

## (5)完了報告書の提出

### 提出する成果物及び提出期限

提出成果物	イベント終了後期限内に完了報告書を提出する。完了報告書には、以下の内容を記載すること。 ① イベント中の記録写真(権利は委託者が有する)を添付し、各ブースの新商品・新サービス及び、対象商品をPRしている様子がわかるように記載 ② 各ブースの売上結果の集計 ③ アンケート結果の分析 仕様等:A4サイズ、フルカラー、ほか任意
期限	令和6年12月13日(金)
提出先	高松商工会議所 経営支援2課 e-mail: sien@takacci.or.jp

## 7 費用負担

本業務の実施に伴い必要となる、見積書、提出物の制作にかかる経費は、全て受託者の負担とする。

## 8 業務補償

受託者は、本業務の遂行に当たり、十分な注意を払わなければならない。明らかな瑕疵により委託者に損害を与えた場合はその損害額を補償しなければならない。

## 9 業務委任

本業務の全部を一括して、第三者に委任し、または請け負わせることはできない。

## 10 成果品検査

受託者は、広報実施当日までに成果品検査を受けなければならない。成果品検査において訂正指示されたときは、事前に設けている期限内であれば直ちに訂正しなければならない。期限を過ぎていても、明らかに受託者の責に伴うミスが発見されたときは、受託者は直ちに委託者の指示に従わなければならない。

## 11 業務完了

本業務は、全てにおいて委託者の了承を確認しながら進め、委託者の検収合格をもって完了とする。